

雇用の再生・創出のための基金事業の延長等を求める意見書

我が国経済は、リーマンショック後の世界的な景気後退後、政府による緊急経済雇用対策の一環である雇用の再生・創出事業の実施等により、ようやく回復の基調を見せていたが、この3月の東日本大震災で再び大きな打撃を受けることとなった。

とりわけ、雇用情勢については、今年7月の全国の完全失業率が4.7%、有効求人倍率が0.64倍と、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、本県では、国の交付金を財源とする総額124億円を超える「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「ふるさと雇用再生特別基金」を造成した。

この基金による事業には、独居老人等要援護高齢者宅の戸別訪問や幼稚園での預かり保育など、地域社会において必要とされる事業も多く、県のみならず、市町村でも様々な分野で活用されている。

しかしながら、この基金事業は、一部事業を除き今年度末までとされており、依然として厳しい雇用情勢ならびに東日本大震災による経済的なダメージを踏まえると、その継続は不可欠である。

また、より効果的な事業実施となるよう、対象事業の拡大や雇用期間の延長など、更なる要件の緩和も望まれるところである。

よって、国におかれては、深刻な地方の雇用情勢を改善するため、雇用の再生・創出のための基金事業について、実施期間を延長するとともに、更なる充実に向け、実施要件を緩和されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

国家戦略担当大臣